

# 隊員募集のため、15歳、18歳、22歳の住民基本台帳を閲覧

## 自衛隊が



村上かずしげ通信 23. 3. 19

発行 日本共産党市議団 23-5212

# 増刊・増刊

突然、あなたのおうちの息子さんを訪ねて、「自衛隊に入隊しませんか」との勧誘が来たことはありませんか？  
「なぜわが家に、高校を卒業する男の子がいることを知ったのだろう？」「個人情報情報が漏れているとしたら怖い」そんな思いをした方もいるかもしれません。

### 募集への協力は市の義務!?

自衛隊法第97条で、自衛官募集事務は市町村の法定受託事務（国から委任を受けた事務で市はこれを拒否できない）とされ、毎年、自衛隊は入隊対象の15歳、18歳、22歳の住民基本台帳を閲覧し、書き写しています。また自衛隊法施行令も改悪され、自衛官の募集について、市町村へ名簿の提出を求めることもできるようになりました。道内では、札幌、帯広、旭川が名簿の提出をしています。

釧路市は、市の側から名簿を提出していませんが、書き写しを許可しているのですから、結局は同じことです。

閲覧そのものの事実公表してはいますが、まさか自分の子どもの名簿が閲覧されているとは思ってもいません。

### 許可した市の責任を問う

個人情報保護の立場から、住民基本台帳法は閲覧を厳しく制限しています。閲覧条件に「公共団体の機関が、法令で定める事務のために必要である場合」が定められていて、この条文に合致しているとして、市は閲覧を許可しています。しかし、実際に自衛隊に入隊を希望している子はほんの一部。対象年齢全員の名簿を閲覧させる合理的な根拠はありません。

### 閲覧されることを各個人に伝え

#### 「除外」制度をつくれ!!

何よりも問題なのは、肝心の子どもたちに、自分の名簿が閲覧された事実が、知らされていないことです。

自分の名簿は提供させないでほしいと希望すれば『除外』という手続きで、提供させないことができるとしている自治体もあります。

しかし、このことを市は明確にしていません。

「閲覧させる」という情報を前もって、子どもと保護者に伝え、入隊を希望しない子や親が、「閲覧させない」と登録できるようにすることは、最低限でもやるべきです。